

刈谷市物品業者選定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、刈谷市業者選定審査会規程（昭和54年訓令第1号）第2条第2号及び刈谷市物品購入等事務取扱要領（平成10年4月1日施行）第6条に定める入札者等の選定について、必要な事項を定めるものとする。

(発注基準)

第2条 指名競争入札に参加させる指名業者数の発注基準を別表のとおり定めるものとする。

(物品業者の選定)

第3条 物品購入等業者を選定しようとするときは、刈谷市物品購入等業者名簿（以下「業者名簿」という。）の中から選定するものとする。

2 物品購入等業者の選定は、次に掲げる事項に留意して適正に選定しなければならない。

- (1) 業者名簿に登載された以降における不誠実な行為の有無
- (2) 業者名簿に登載された以降における経営状況
- (3) 資本金、従業員数及び事業実績

(選定の特例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、前2条の規定にかかわらず業者を選定することができる。

- (1) 特定の物品購入等をする必要があるとき。
- (2) 取扱い業者の数が別表の発注基準に定める指名業者数に満たないとき。
- (3) 特別の理由により、やむを得ないと市長が認めたとき。

(指名選定除外)

第5条 業者名簿に登載された業者で、刈谷市入札参加資格停止要領（平成6年7月12日施行）第3条及び第8条並びに刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領（平成20年4月1日施行）第4条第1項の規定に該当する者は、指名業者から除外するものとする。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、刈谷市業者選定審査会において定める。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年2月13日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年度予算の執行に係るものについては、なお、従前の例による。

別表（第2条関係）

発 注 基 準

契 約 予 定 金 額	指 名 業 者 数
150万円超え 400万円以下	4人以上
400万円超え 700万円以下	5人以上
700万円超え	6人以上